

高知県農地集積促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、別表第1に掲げる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、ほ場整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者への優良な農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業）の実施中又は実施済の地区において、土地改良区が当該事業の負担金を償還する事業に対し、予算の範囲内において市町村に補助金を交付する。

(補助金の種別、交付要件、交付割合等)

第3条 補助金の種別、交付要件、交付割合等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 農地集積促進事業費補助金運用計画書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要であると認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、市町村に対して速やかに通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 市町村は、補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村は、交付された補助金の支出を完了したときは、速やかに実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 農地集積促進事業費補助金運用実績報告書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要であると認める書類

(補助金の運用等)

第8条 市町村は、交付された補助金を他の経費と区分して処理しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 支出額が支出予定額より減少したとき。
- (3) その他補助金の支出について、不正の行為があると認められるとき。

(関係書類の保管)

第10条 市町村は、補助金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(指導監督及び検査)

第11条 市町村は、補助金の支出に関し、県の指導監督及び立入検査を拒むことができない。

(書類の提出)

第12条 市町村は、知事に提出する書類を当該事業地区を所管する農業振興センター所長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は市町村に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の種別	農地集積促進事業費
交付要件	交付を受けようとする年度において、中心経営体への農地集積率が55%以上(交付割合が6.5%以上となる場合は、国が設定する中心経営体集積率(別表第2)を満足すること。)かつ、基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標を達成する見通しが立つこと。
交付割合	当該事業の地元負担率又は国が設定する交付率(別表第2)のいずれか低い値(a)
補助金の額	当該事業の着工年度から完了年度までの累計年度事業費×a以内
交付対象	地元負担金の元金償還費(交付年度の前年度までに償還した元金を除く。)
交付時期	交付要件を満たすことを確認した年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度

別表第2(第3条関係)

中心経営体 集積率(国設定)	交付割合(国設定)		
	基本	集約化加算	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	+1.0%	6.5%

別表第3(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 号 日

高知県知事 様

住所
市町村名
市町村長名

年度高知県農地集積促進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金を受けたいので、高知県農地集積促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助金の使用目的

2 補助金の算定

対象事業名	地区名	対象事業の完了年度までの 累計年度事業費 A	交付割合 a
		円	
計	—		—

補助金額 $B=A \times a$ 円	Bのうち補助対象額 $C \leq B$ 円	本年度交付額 D 円	前年度交付額 E 円	交付額合計 $F=(D+E) \leq C$ 円

(注)Aには、対象事業費に係る事業費のうち、事務費を含まないものとする。

3 農地集積促進事業費補助金運用計画書 別添第2号様式のとおり

第2号様式(第4条、第7条関係)

農地集積促進事業費補助金運用計画(実績報告)書

1 補助金額 円

2 支払明細

支払相手方	金額	支払(予定)日	備考

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 号
日

高知県知事 様

住所
市町村名
市町村長名

年度高知県農地集積促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知があった補助金について、支出が完了したので、高知県農地集積促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 農地集積促進事業費補助金運用実績報告書 別添第2号様式のとおり